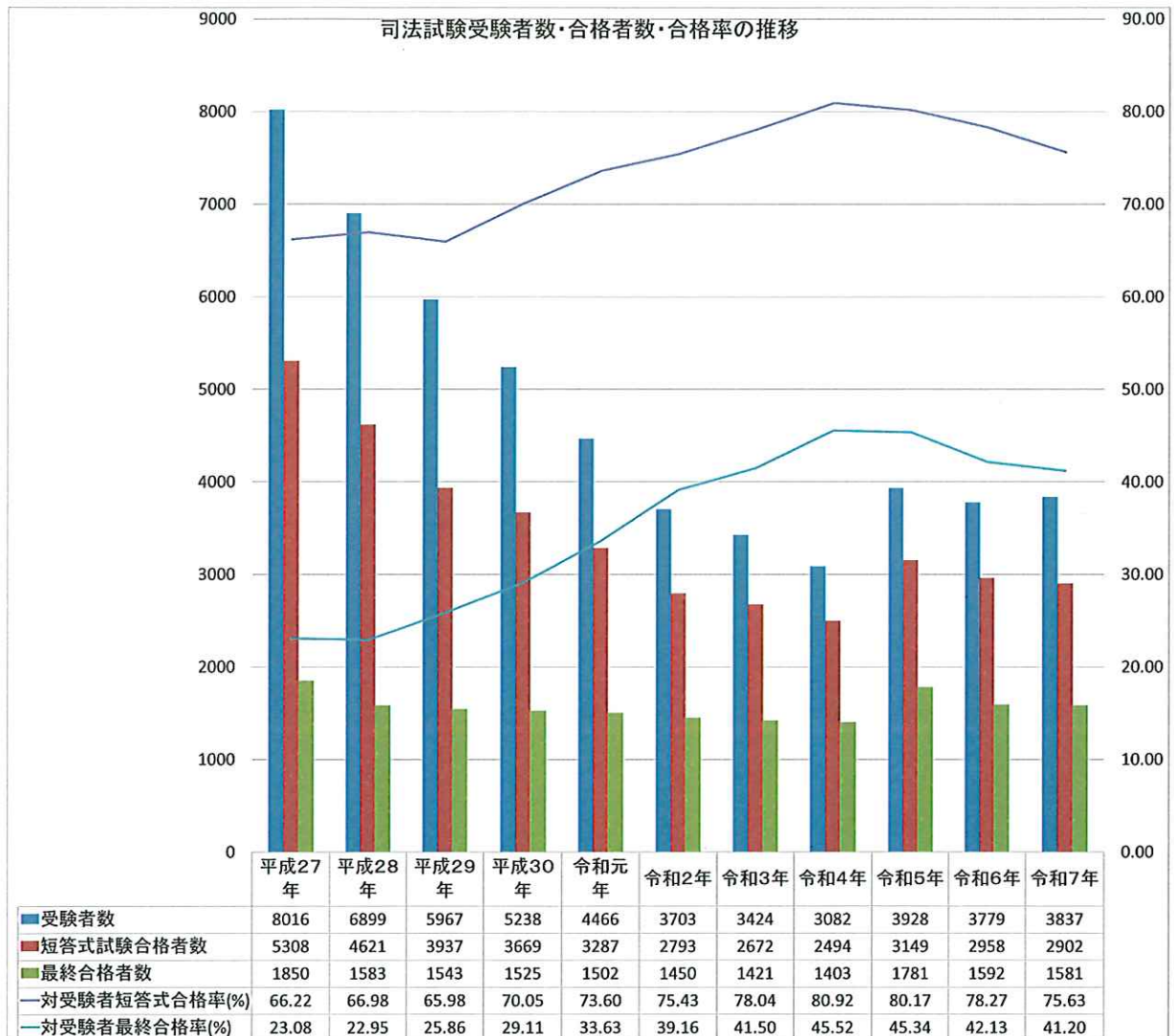


令和7年司法試験結果に対する会長声明

- 1 本年11月6日に発表された令和7年司法試験最終合格者数は1581人であった。平成27年以降の司法試験受験者数・合格者数・合格率の推移は下図のとおりである。



- 2 司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」(司法試験法1条)である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かの判定を厳正に

行わなければならない。平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定する一方、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、質の確保が合格者数1500人維持に優先することを明らかにした。

- 3 その後、平成28年以降の司法試験受験者数、短答式試験合格者数、最終合格者数、対受験者短答式合格率、対受験者最終合格率は上図のとおりとなった。昨年まで司法試験受験者数、短答式試験合格者数が年々減少してきたのに対し、最終合格者数は相対的に緩やかな減少にとどまってきた結果、受験者に占める最終合格者の割合は、平成28年の22.95%から昨年の45.34%へとほぼ倍増した。この間に司法試験制度に大きな変更点はなく、このような異常な合格率の増加は、質の確保より1500人の数値目標に近付けることを優先させた結果と推認せざるを得ない。一昨年は法科大学院在学中受験資格が新設されて受験者数が大幅に増加した一方、合格率をその前年並みとしたため1781人もの合格者数となったが、本年も受験者数が減ったとはいえ昨年の合格率を維持するだけで約1600人もの合格者となるおそれがあった。

そこで当会は、「2025年（令和7年）司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明」において、「平成28年度以降の合格率の上昇は明らかに不自然で、これまで合格者数維持のために合格水準を下げ続けてきたと思われるから、本年度も合格率を昨年度並みとして約1600人もの合格者を出すようなことはあってはならない。」と警鐘を鳴らした。結果は冒頭述べたとおり1581人合格、対受験者最終合格率は41.2%となったが、合格者数、合格率ともに当会の懸念が現実のものとなった。

- 4 近年、司法試験合格者の大幅増員が続いてきた一方で、各種統計上、この20年間で見れば弁護士一人あたりの収入は大幅な減少傾向にある。弁護士

を取り巻く環境は年々厳しくなり、法科大学院の経済的、時間的負担などの問題もあいまって、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向が続いている。法科大学院の入学者数は、令和4年度以降微増しているとはいえ、ピーク時の3分の1程度にとどまり、全体として法曹の人気が回復傾向にあるとはいえない。また、予備試験合格資格に基づく受験者の司法試験合格率は90.68%と極めて高い水準にあるが、その供給源となる予備試験受験者数自体は令和7年に減少に転じている。法曹志願者の母数そのものが減少傾向にある中で、合格者数という「数」の維持を優先し高い合格率を維持し続けることは、競争による選抜機能を低下させ、ひいては法曹の質の確保に重大な懸念をもたらすものである。

- 5 平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩出し続け、その後も1500人以上を維持してきた結果、都市部を中心に弁護士数は既に過剰となっている。一方で、いわゆる司法過疎地域の存在や、公益活動等の担い手不足の問題を挙げて、「合格者数を減らせばその傾向はさらに強まる」との意見がある。しかし、現実とは逆である。大都市圏に隣接し、都市部と郡部の両面を持つ当会の実情に照らしても、合格者の増加は、地方への分散ではなく、むしろ都市部への集中を招いている。弁護士の経済的基盤が不安定化すればするほど、若手弁護士は独立開業や地方での活動基盤の構築といった挑戦に踏み出すことが困難となり、安定を求めて都市部の法律事務所への就職を志向せざるを得ず、その結果、弁護士の偏在と都市部への過度な集中を一層加速させているのが実情なのである。そもそも過疎地や地方における法的需要への対応や、公益活動の担い手の確保の問題は、合格者を増やしたからといって解決できるものではない。それらの問題は、日本司法支援センターの過疎対応事務所の拡充や、公益的活動に対する公的支援の強化など、合目的かつ具体的な政策によって解決されるべきものである。すなわち、これらは合格者数の増減という法曹人口政策の問題とは、次元の異なる政策課題である。そして、これらの制度的対応が実効性を持ち、真に地方や公益分野の担い手を確保するためには、合格者数を適正規模に抑え、弁護士の経済的基盤を安定させることで、多様なキャリアを選択できる

余裕と活力を取り戻させることが不可欠である。現状のまま大量合格を継続し放置すれば、質の低下のみならず、過度な競争と経営難に起因する業務の質の劣化や不祥事発生の構造的なリスクを高め、結果として弁護士に対する社会的信頼が損なわれることも強く懸念される。そのような事態となったとき、最終的に不利益を受けるのは利用者である国民である。

- 6 当会は、平成23年2月10日の定期総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。前述のとおり、現在生じている弁護士偏在や質の確保といった諸問題の根底には、需要を無視した過剰な合格者数の維持がある。今後も更に本年のような大量の合格者を輩出し続けることは、質的側面、量的側面いずれからみても到底許容することはできない。
- 7 よって当会は政府に対し、改めて司法試験合格者数を1000人以下とするよう強く求める。

以 上

2026年（令和8年）2月2日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦

